

岐阜県公報

目次

教育委員会規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 (教育総務課) 一

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令 (教育総務課) 二

教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 (教育総務課) 三

岐阜県公報号外 毎週 (火曜日) (金曜日) 発行 (休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

教育委員会規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月一日

岐阜県教育委員会

委員長 稲本 正

岐阜県教育委員会規則第十一号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則(昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二を削る。

第六条第一項中「及び室」を削り、「次の長」を「課長」に改め、各号を削り、同条第二項中「又は室長」を削り、「課又は室」を「課」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月一日

岐阜県教育委員会

委員長 稲本 正

岐阜県教育委員会規則第十二号

平成二十三年七月一日

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会公印規則（昭和四十年岐阜県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「課長印」を「課長印」に改める。

第四条の表課長印、室長印の項中、「室長印」を削る。

別表中第八号を削り、第九号を第八号とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第三号

事務局一般
各教育機関

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年七月一日

岐阜県教育委員会

委員長 稲 本 正

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会公文書規程（昭和四十四年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条第六項を削る。

第十三条第一項ただし書中、「又は室長名」を削る。

附則

この訓令は、平成二十三年七月一日から施行する。

岐阜県教育委員会訓令甲第四号

事務局一般
各教育機関

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年七月一日

岐阜県教育委員会

委員長 稲 本 正

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程（平成十四年岐阜県教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第八号を削り、第九号を第八号とし、同条第十号中「における岐阜県認証局（以下「岐阜県認証局」という。）」を削り、同号を同条第九号とする。

第三条第一項第二号中クを削り、ケをクとし、同条第二項中「総務部長」を「総務部法務・情報公開課長（以下「法務・情報公開課長」という。）」に改める。

第四条及び第五条を削る。

第六条中「使用する」の下に「鍵情報等の発行、更新及び失効の申請事務を行うとともに」を加え、同条の表課長の署名、室長の署名の項中、「室長の署名」を削り、同表第三条第二項に規定する署名の項中「認証局責任者（岐阜県鍵情報等管理規程（平成十四年岐阜県訓令甲第三号）第六条第二項の認証局責任者をいう。以下同じ。）」を「法務・情報公開課長」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第四条とする。

2 鍵情報等管理者は、鍵情報等の破損、紛失、盗難、不正使用等の事故がないよう適切に管理しなければならない。

3 鍵情報等管理者は、鍵情報等に前項の事故があったときは、直ちに法務・情報公開課長に報告しなければならない。

第七条を第五条とする。

第八条中「鍵情報等制定権者」を「鍵情報等管理者」に、「認証局責任者」を「法

務・情報公開課長」に改め、同条を第六条とし、第九条を第七条とする。

第十条中「鍵情報等制定権者」を「鍵情報等管理者」に、「認証局責任者」を「法務・情報公開課長」に改め、同条を第八条とする。

第十一条の見出し中「鍵情報等管理台帳」を「台帳の整理」に改め、同条中「認証局責任者」を「法務・情報公開課長」に、「別に定めるところにより、鍵情報等管理台帳を備え、」を「別に定める台帳に」に改め、同条を第九条とし、第十二条を第十条とする。

附則

この訓令は、平成二十三年七月一日から施行する。

教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第三号

事務局一般
各教育機関

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年七月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務決裁規程（昭和五十一年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条の二を削る。

第九条第一項を削る。

第十条第二項中「室を置く課における室の所掌に係る事務の代決については、前項第四号中「課長専決事項とされる」とあるのは「第六条の二の規定により室長が専決できるとされた」と、「課長が」とあるのは「室長が」と、教育主管を置く課における教育主管の所掌事務に係る事務の代決については、同項」を「教育主管を置く課における教育主管の所掌事務に係る事務の代決については、前項」に改める。

附則

この訓令は、平成二十三年七月一日から施行する。

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第四号

事務局一般
各教育機関

岐阜県教育委員会自動車等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年七月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

岐阜県教育委員会自動車等管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会自動車等管理規程（平成十二年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「、同規則第三条の二に規定する室」を削る。

附則

この訓令は、平成二十三年七月一日から施行する。

平成二十三年七月一日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター